

吹田市立図書館条例及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則の一部改正の骨子案

1 概要

令和 4 年度（2022 年度）以降、江坂公園において、都市公園の公募設置管理制度（Park-PFI）が導入され、公園の再整備が行われます。また、江坂公園の管理運営手法に指定管理者制度が導入されることから、江坂図書館の業務の一部にも指定管理者制度を導入し、両施設の指定管理者に同一の事業者を選定することにより、公園と図書館の一体的な魅力向上を図ろうとするものです。

ただし、専門性かつ継続性を要する図書館運営事業（レファレンス業務や蔵書管理業務等）については、図書館司書資格を有する市職員が担います。司書はこれらの業務に注力し、指定管理者と一体となって江坂図書館全体のサービス向上に努めます。

2 条例及び規則の一部改正の内容

指定管理者を指定し、江坂図書館の窓口業務の一部及び施設管理業務を行わせることとします。指定管理者の指定期間は 5 年以上 20 年以下とします。

なお、指定のため指定管理者候補者選定委員会を設置します。

3 施行予定日

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行します。ただし、指定管理者候補者選定委員会の設置に係る改正は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行します。